

危害予防規程の認可、変更認可

(法第28条)

火薬類の製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及びその他経済産業省令に定める事項について危害予防規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。また、危害予防規程を変更する場合も認可を受けることが必要です。

なお、軽微な変更の工事に伴い危害予防規程の変更が必要となる場合は、危害予防規程変更届を提出してください。

○提出書類

- 1 危害予防規程（変更）認可申請書
- 2 危害予防規程
- 3 変更の場合

(1) 変更する箇所の新旧対照表及び変更後の全体の危害予防規程

- 4 手数料 不要

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部（受付印が必要な場合は申請書を2部）